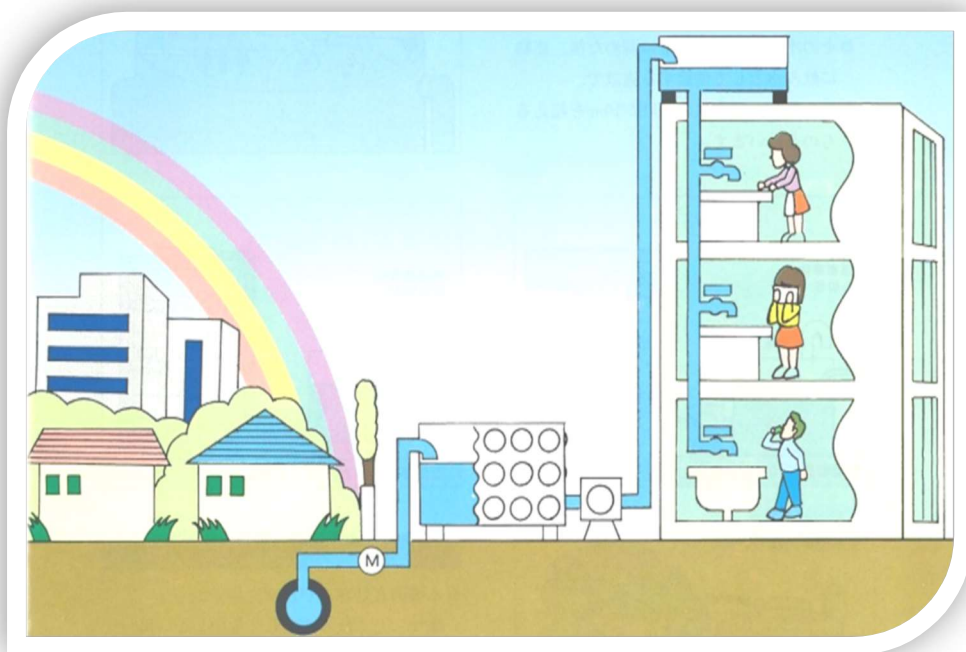


越谷市

簡易専用水道の手引き

常に清潔で安全な飲用水を確保するために！



簡易専用水道の設置者は、水道法に基づき、安心して飲める水を確保するために、施設の衛生的な管理や定期的な検査が義務付けられています。

越谷市保健所 生活衛生課

目次

1	簡易専用水道とは	P 1
	簡易専用水道に該当しない場合	P 1
	受水槽の有効容量とは	P 1
2	設置者の義務① 登録検査機関による検査	P 2
	厚生労働大臣の登録を受けた検査機関	P 3
3	設置者の義務② 受水槽の清掃	P 4
4	設置者の義務③ 日常の管理	P 5
5	設置者の義務④ 給水停止時の対応	P 8
6	水道法（抜粋）	P 8

「簡易専用水道」とは、上水道から供給される水のみを水源とし、その水をいったん受水槽に貯めて飲み水として供給する水道施設のうち、受水槽の有効容量の合計が10^m³を超える施設をいいます。



受 水 槽

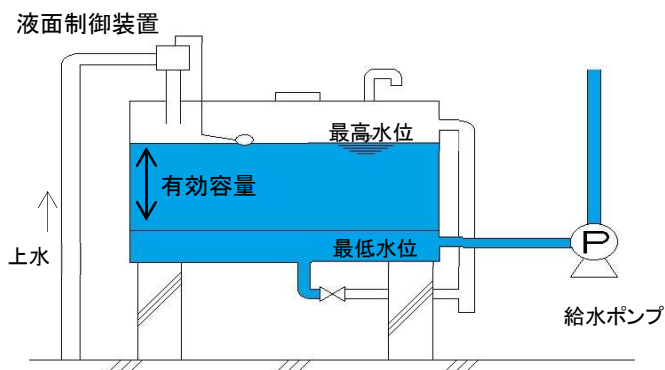
(1) 簡易専用水道に該当しない場合

- 受水槽の有効容量が10^m³以下の場合
- 受水槽の有効容量の合計が10^m³を超えても、
 - ・ 飲用水として使用しない工業用水、消防用水等の場合
 - ・ 地下水（井戸水）をくみ上げて受水槽に貯めている場合

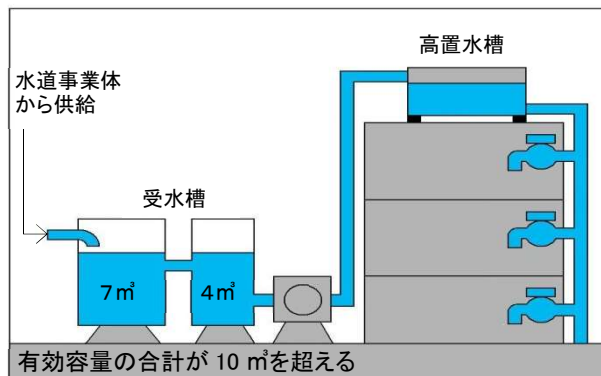
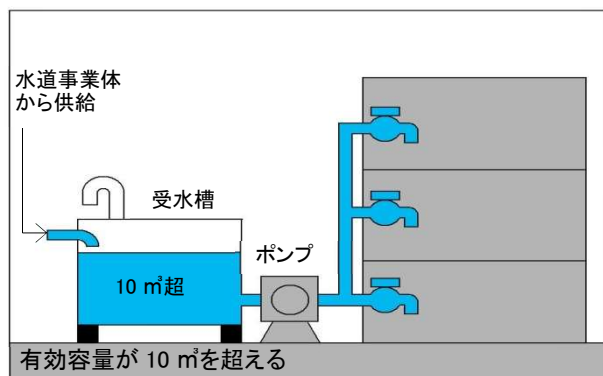
(2) 受水槽の有効容量とは？

「有効容量」とは、受水槽の最高水位と最低水位の間に貯留され、適正に利用可能な水量のことです。

なお、受水槽の容量は、一日の使用量の半分程度、高置水槽では1/10程度が目安です。必要以上に貯めると、消毒の効果が減少し、細菌等による汚染の危険が増加するので気をつけましょう。



■ 受水槽の有効容量の合計について ■



※ どちらも「簡易専用水道」に該当します。

簡易専用水道の設置者は、厚生労働大臣の登録を受けた簡易専用水道の検査機関(3ページ参照)に依頼して、簡易専用水道の管理について必ず検査を受けなければなりません。(水道法第34条の2第2項)

(1) 検査の頻度

毎年1回以上実施してください。

※検査を怠った場合、罰則が適用されることもありますのでご注意ください。

(2) 検査の内容

厚生労働大臣登録検査機関の検査員が、次の事項について検査を実施します。

検査の種類	内容
① 施設の外観検査	受水槽、高置水槽及びその周辺の状況等を検査します。 ※害虫等を誘引する雑草やゴミは、取り除き施設周辺を清潔にしましょう。
② 水質検査	給水栓(蛇口)の水について、臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素の有無を検査します。
③ 書類検査	<ul style="list-style-type: none">・施設等の図面・受水槽等の清掃記録・日常の点検記録・補修工事記録や水質異常に伴う水質検査記録

■建築物衛生法(特定建築物)の適用される施設について■

建築物衛生法(建築物における衛生的環境の確保に関する法律)の特定建築物が適用される施設(保健所へ届出をしている施設)の場合は、検査の内容を「提出書類検査」とすることができます。

(3) 厚生労働大臣の登録を受けた検査機関

令和元年7月24日現在

検査機関名	所在地	連絡先
一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会	埼玉県さいたま市大宮区上小町 1450-11	048-649-5115
一般社団法人 群馬県薬剤師会	群馬県前橋市西片貝町 5-23-10	027-223-6355
一般財団法人 化学物質評価研究機構	埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野1600 東京都文京区後楽1-4-25	0480-37-2601
一般財団法人 日本文化用品安全試験所	東京都墨田区本所 4-22-7	03-3829-2512
一般財団法人 千葉県薬剤師会検査センター	千葉県千葉市中央区中央港 1-12-11	043-203-1066
一般財団法人 茨城県薬剤師会検査センター	茨城県水戸市笠原町 978-47	029-306-9086
一般社団法人 東京都食品衛生協会	東京都板橋区徳丸 1-19-10	03-3934-5824
一般財団法人 東京顕微鏡院	東京都千代田区九段南4-8-32 ほか	042-525-3186
平成理研株式会社	栃木県宇都宮市石井町 2856-3	028-660-1700
日本理化サービス株式会社	東京都江戸川区鹿骨1-61-5-101 ほか	052-733-3561
日東化学工業株式会社	福岡県北九州市小倉南区徳吉東 4-9-1 ほか	093-451-2711
株式会社総合水研究所	東京都港区海岸二丁目6-30 ほか	0120-86-3345
株式会社江東微生物研究所	東京都江戸川区西小岩 5-18-6	03-3671-5941
東京環境衛生株式会社	東京都渋谷区広尾 5-19-14 卯月ビル 10階	03-3442-4600
株式会社 ケイ・エス分析センター	大阪府富田林市錦織南 2-9-2	0721-20-5611
株式会社科学技術開発センター	長野県長野市大字北長池字南長池境 2058-3	026-263-2010
株式会社環境技研	東京都板橋区板橋 4-12-17	03-3962-1771
株式会社日本分析	東京都板橋区小豆沢 2-26-14	03-5914-4431
株式会社HER	東京都江東区木場 3-6-16 ほか	03-5809-9075

※ この一覧表は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関のうち、越谷市内の簡易専用水道の検査を実施することができる検査機関を抜粋したものです。

※ 登録検査機関は、追加・変更されます。最新情報は、厚生労働省のホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html> 内の「簡易専用水道検査機関登録簿」をご覧ください。

※ 検査料金等については、各登録検査機関にご確認ください。

簡易専用水道設置者の方は、水槽（受水槽・高置水槽）の清掃をしなければなりません。（水道法施行規則第55条第1号）

（１）清掃の頻度

毎年1回以上実施してください。

（２）清掃方法について

清掃は、水槽壁面の掃除や内部の消毒等を行いますが、専門的な知識・技能が必要なため、知事等の登録を受けた建築物飲料水貯水槽清掃業者（建築物登録業制度）を活用することが望ましいとされています。



※越谷市内の建築物飲料水貯水清掃業者については、越谷市ホームページ

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/fukushi/hokenjo/kankyo/Kanisenyou.files/seisou_.pdf をご覧ください。

■建築物登録制度について■

建築物登録業制度とは、建築物の使用者等の健康を守ることを目的とする「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称：建築物衛生法）」に規定されており、ビルメンテナンスに関する業務（8業種）を行うもの（営業所）が、一定の要件を満たしている場合、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）の登録を受けることができるという制度です。

この登録制度は、登録を受けないことによって業務が制限されるものではありません。ただし、事業登録していない業者（営業所）が事業登録していると誤解されるような表記については禁止されています。

簡易専用水道設置者の方は、日常的な管理を行わなければなりません。設置者自らが管理を行わない場合には、実際に管理を担当する人を決めて適切に管理してください。(水道法施行規則第55条第2、3号)

(1) 水質の確認

- 給水栓(蛇口)における水の色、濁り、臭い、味を確認してください。
- 異常があった場合、越谷市保健所や水質検査機関に相談し、必要な項目を検査してください。

■ 水質確認の方法 ■

無色透明なガラス製のコップに給水栓から水を取り、目視等で次の項目を確認してください。



確認項目	考えられる原因
色	赤い水: 鉄製の水槽や鉄管の腐食等 青い水: 銅製の水槽や銅管の腐食等 白い水: 空気(気泡)の混入、亜鉛メッキ銅管の腐食等
濁り	給水管等の腐食、異物等の混入による水槽内の汚れ等
臭い	異物、汚染物等の混入による水槽内の汚れ等
味	給水管等の腐食、異物等の混入による水槽内の汚れ等

(2) 水槽（受水槽・高置水槽）等の点検

水槽（受水槽・高置水槽）等の点検を行って、有害物や汚水等により水が汚染されるのを防止するための措置を講じてください。

■点検のポイント■

①水槽外壁

水槽にヒビ割れや水漏れはありませんか。

②水槽内

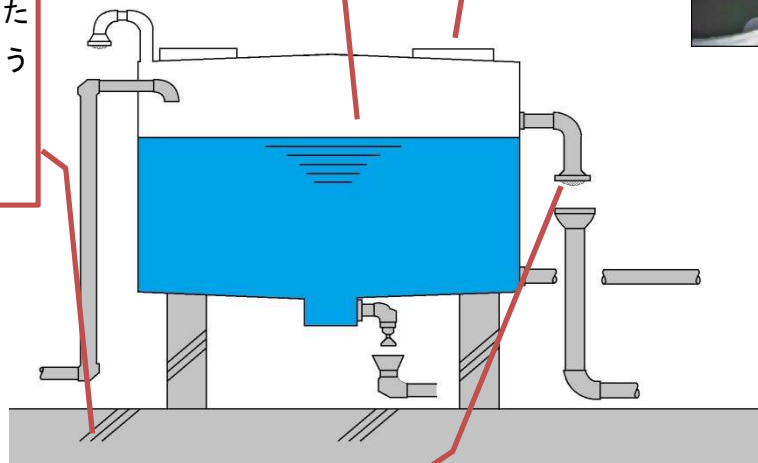
水槽内に沈積物や浮遊物はありませんか。

③マンホールのふた

防水密閉型で、鍵がかかっていますか。

④周辺の管理

漏水等、異常が発生した時、直に発見できるように周辺を清掃しましょう。



④防虫対策

オーバーフロー管や通気管から虫が侵入します。オーバーフロー管や通気管には、防虫網を設置してください。



【浸入する虫について】

ユスリカやゴキブリに注意してください。ユスリカは水槽内に卵を産み、いわゆるアカムシが発生することがあります。



[ゴキブリ]



[ユスリカ成虫]

給水する水が人の健康を害するおそれがあるときとは、ただちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険であることを関係者へ周知してください。（水道法施行規則第55条第4号）

- 給水の異常により水質検査を実施した時
- 水質汚染事故発生等による給水停止を行った時
- その他水道に関する事故が発生した場合

【水道法】

（用語の定義）

この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

（簡易専用水道）

第三十四条の二 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

【水道法施行規則】

（管理基準）

第五十五条 法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を毎年一回以上定期的に、行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（検査）

第五十六条 法第三十四条の二第二項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。

2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

水質異常や事故が
発生したら、
速やかに越谷市保健所へ
ご連絡してください。

越谷市 保健医療部 保健所 生活衛生課

〒343-0023 越谷市東越谷10-31

TEL : 048-973-7533

FAX : 048-973-7536